

# 自動車検査証の電子化に関する検討会（第1回）

## 議事次第

日 時：平成30年9月5日（水）10時00分～12時00分

場 所：TKP東京駅大手町カンファレンスセンター

（22階 ホール22E）

1. 開会
2. 自動車保有関係手続きの現状について
3. 自動車検査証電子化の目的・効果について
4. 自動車検査証の利用状況について
5. 検討事項（案）について
6. 当面の進め方（案）について
7. 閉会

### （配付資料）

議事次第

委員名簿

配席図

資料1 自動車検査証の電子化に関する検討会設置要領（案）

資料2 自動車保有関係手続きの現状

資料3 自動車検査証電子化の目的・効果

資料4 自動車検査証の利用状況

資料5 検討事項（案）

資料6 当面の進め方（案）

# 自動車検査証の電子化に関する検討会 委員名簿

(敬称略、50音順)

## ○委員

(有識者) 石田 東生 筑波大学 名誉教授  
大山 永昭 東京工業大学科学技術創成研究院 教授  
川端 由美 自動車ジャーナリスト  
坂 明 (一財)日本サイバー犯罪対策センター 理事  
新保 史生 慶應義塾大学総合政策学部 教授  
関 哲朗 文教大学情報学部情報社会学科 教授

(関係団体等) 青山 猛紀 (一社)日本損害保険協会  
自賠償保険固有業務PTリーダー

安藤 敏朗 OSS都道府県税協議会 会長  
岡安 雅幸 (一社)全国自動車標板協議会 専務理事  
久保田秀暢 (独)自動車技術総合機構 審議役  
木場 宣行 (一社)日本自動車整備振興会連合会 専務理事  
島崎 有平 (一社)日本自動車販売協会連合会 常務理事  
徳永 泉 (一社)全国軽自動車協会連合会 専務理事  
堀内 俊樹 (一財)自動車検査登録情報協会 顧問  
三上 哲史 軽自動車検査協会 理事  
武藤 孝弘 (一社)日本中古自動車販売協会連合会 専務理事  
和辻 健二 (一社)日本自動車工業会 常務理事  
(行政機関) 奥田 直彦 内閣官房IT総合戦略室 参事官  
蔭山 良幸 国土交通省総合政策局情報政策課 課長  
林 和宏 警察庁交通局交通企画課 課長補佐  
平木 省 総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室 室長

○国土交通省 奥田 哲也 自動車局長  
島 雅之 自動車局次長  
福田 守雄 大臣官房審議官(自動車局)  
小林 豊 自動車局保障制度参事官  
佐橋 真人 自動車局環境政策課長  
江坂 行弘 自動車局技術政策課長  
野津 真生 自動車局審査・リコール課長  
平井 隆志 自動車局整備課長  
田中 賢二 自動車局自動車情報課長  
須賀 政幸 自動車局自動車情報課課長補佐

## 自動車検査証の電子化に関する検討会 設置要領（案）

### 1. 趣旨

2018年(平成30年)6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」を踏まえ、自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)の充実・拡充を図るため、自動車検査証の電子化による申請手続きの完全電子化に向けた検討を進め、具体化に向けた基本コンセプトや導入に当たっての技術的要件をとりまとめるため、自動車局に有識者等からなる行政運営上の検討会を設置する。

### 2. 検討会の名称

「自動車検査証の電子化に関する検討会」とする。

### 3. 検討会の構成

- (1) 検討会は、国土交通省が主催するものとし、有識者、関係団体、行政機関を構成員とする。(別紙)
- (2) 構成員は、必要に応じて追加できるものとする。

### 4. 検討会の運営

- (1) 検討会には、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。
- (2) 座長は、必要に応じて、検討事項に関係する者の出席を求めることができる。
- (3) 本検討会は、民間企業の事業活動やセキュリティを含む技術的要件に関わる議論がなされる余地の大きいこと等から自由闊達な意見交換の妨げとならないよう、非公開とする。
- (4) 議事概要については、会議後、速やかに国土交通省ホームページにて公開する。
- (5) この設置要領に定めるものの他、会議の運営に必要な事項については、座長が定めることとする。

### 5. その他

事務局を国土交通省自動車局自動車情報課に置く。

自動車検査証の電子化に関する検討会  
委員名簿

(敬称略、50音順)

○委員

(有識者)

石田 東生 筑波大学 名誉教授  
 大山 永昭 東京工業大学科学技術創成研究院 教授  
 川端 由美 自動車ジャーナリスト  
 坂 明 (一財)日本サイバー犯罪対策センター 理事  
 新保 史生 慶應義塾大学総合政策学部 教授  
 関 哲朗 文教大学情報学部情報社会学科 教授  
 (関係団体等) 青山 猛紀 (一社)日本損害保険協会

自賠償保険固有業務PTリーダー

安藤 敏朗 OSS都道府県税協議会 会長  
 岡安 雅幸 (一社)全国自動車標板協議会 専務理事  
 久保田 秀暢 (独)自動車技術総合機構 審議役  
 木場 宣行 (一社)日本自動車整備振興会連合会 専務理事  
 島崎 有平 (一社)日本自動車販売協会連合会 常務理事  
 徳永 泉 (一社)全国軽自動車協会連合会 専務理事  
 堀内 俊樹 (一財)自動車検査登録情報協会 顧問  
 三上 哲史 軽自動車検査協会 理事  
 武藤 孝弘 (一社)日本中古自動車販売協会連合会 専務理事  
 和辻 健二 (一社)日本自動車工業会 常務理事  
 (行政機関) 奥田 直彦 内閣官房IT総合戦略室 参事官  
 蔭山 良幸 国土交通省総合政策局情報政策課 課長  
 林 和宏 警察庁交通局交通企画課 課長補佐  
 平木 省 総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室 室長

○国土交通省

奥田 哲也 自動車局長  
 島 雅之 自動車局次長  
 福田 守雄 大臣官房審議官(自動車局)  
 小林 豊 自動車局保障制度参事官  
 佐橋 真人 自動車局環境政策課長  
 江坂 行弘 自動車局技術政策課長  
 野津 真生 自動車局審査・リコール課長  
 平井 隆志 自動車局整備課長  
 田中 賢二 自動車局自動車情報課長  
 須賀 政幸 自動車局自動車情報課課長補佐

# 資料2

## 自動車保有関係手続きの現状

---

# 自動車の検査登録制度の概要

○自動車については、不動産と同様に国民の基本的財産として、その所有権を保護するため、公証(登録)制度が設けられているところ。自動車を運行の用に供するためには、登録を行うとともに、国の定める安全・環境基準に適合しているかの確認(検査)を行うことが必要。

## 登録の具体的イメージ

未登録の車  
(新車購入時等)



## 運行の要件

自動車の所有権を有していること

自動車の保管場所の確保

自動車重量税の納付

自動車損害賠償責任保険(共済)の契約締結

自動車の安全性・環境保全の基準を満たしていること

登録

## 登録の 主な効果と役割

- 公道が走行可能
- 所有権の保護
- 各種行政手続きの執行基盤

ナンバープレート  
の取付け、封印



## 検査の具体的イメージ

### 検査の中で確認する事項

- 車両諸元の確定
- 自動車の基準適合性の確認
  - 定期点検整備実施状況の確認
  - 保安基準適合性の審査
  - NOx、PM法の基準への適合性の確認

### 検査のタイミング

- 新規登録時
- 車検更新時
- 構造等の変更 等

# 現在の自動車検査証

番号 02387 A

平成 29年 7月 1日

東京運輸支局長



## 自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日又は交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途 自家用・事業用の別	車体の形状				
品川 300 お 1234 車名	平成 29年 7月 1日	平成 29年 7月	普通乗車定員	乗用 乗用	箱型			[001]	
コクド 車台番号			長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
ABCDEFGHIJ-123456789 型式			444cm	172cm	149cm	760kg			1535kg
DAA-ABCDE 所有者の氏名又は名称		ABC-DEF 原動機の型式	1.49kW 総排気量又は定格出力	ガソリン 燃料の種類		型式指定番号			類別区分番号
国土交通省						12345			6789
所有者の住所		東京都千代田区霞が関2丁目1-3						[13001 0073]	
使用者の氏名又は名称		***							
使用者の住所		***							
使用の本拠の位置		***							
有効期間の満了する日		平成 30年 6月 30日							
<p><b>備考</b></p> <p>[品川]、新規登録 自動車重量税 免税 [29年度税制]平成29年7月1日 新規登録 免税措置済み 次回継続検査時の免税対象車 平成32年度燃費基準40%向上達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 平成22年度燃費基準25%向上達成車 ハイブリッド車 平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96dB マフラー加速騒音規制適用車 以下余白</p>									

みほん

裏面もご覧下さい。

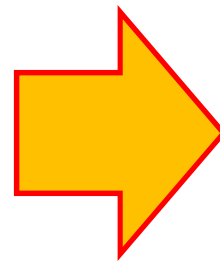
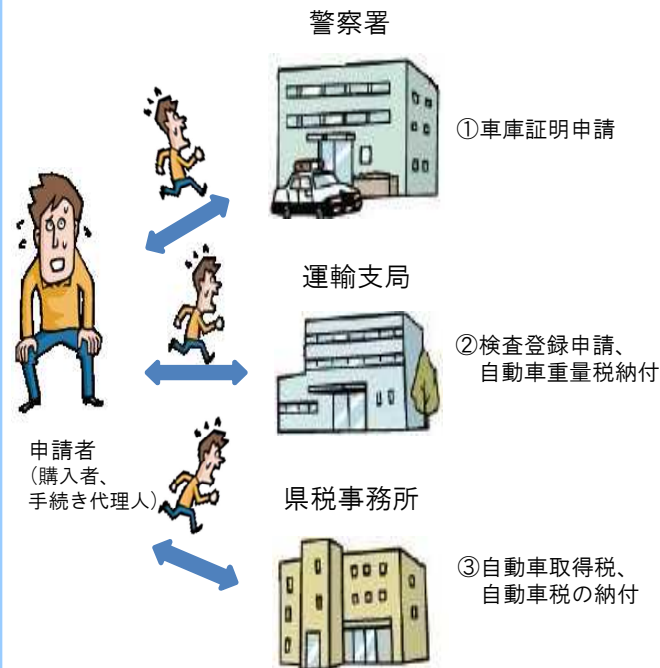


# 自動車保有関係手続きのワンストップサービス (OSS) の概要 国土交通省

○自動車（登録車）の運行に必要な各種行政手続（検査登録、保管場所証明（警察）、自動車諸税の納税（国税・県税）を、OSSによりオンライン・一括で行うことが可能。

## 窓口手続き

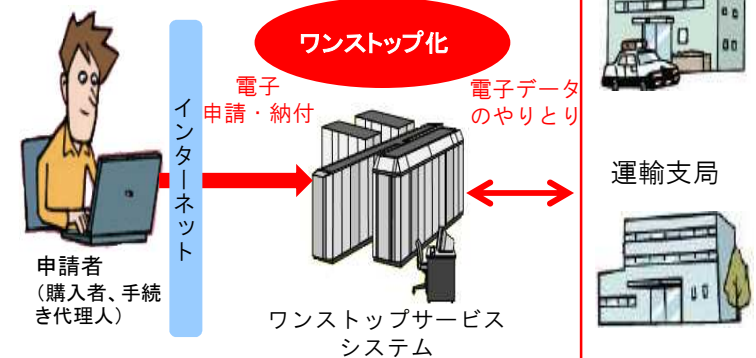
○申請・納付手続きのため、各機関を訪れる必要



※手続の終了後に、警察・運輸支局において、保管場所ステッカー及び車検証等の受取が必要

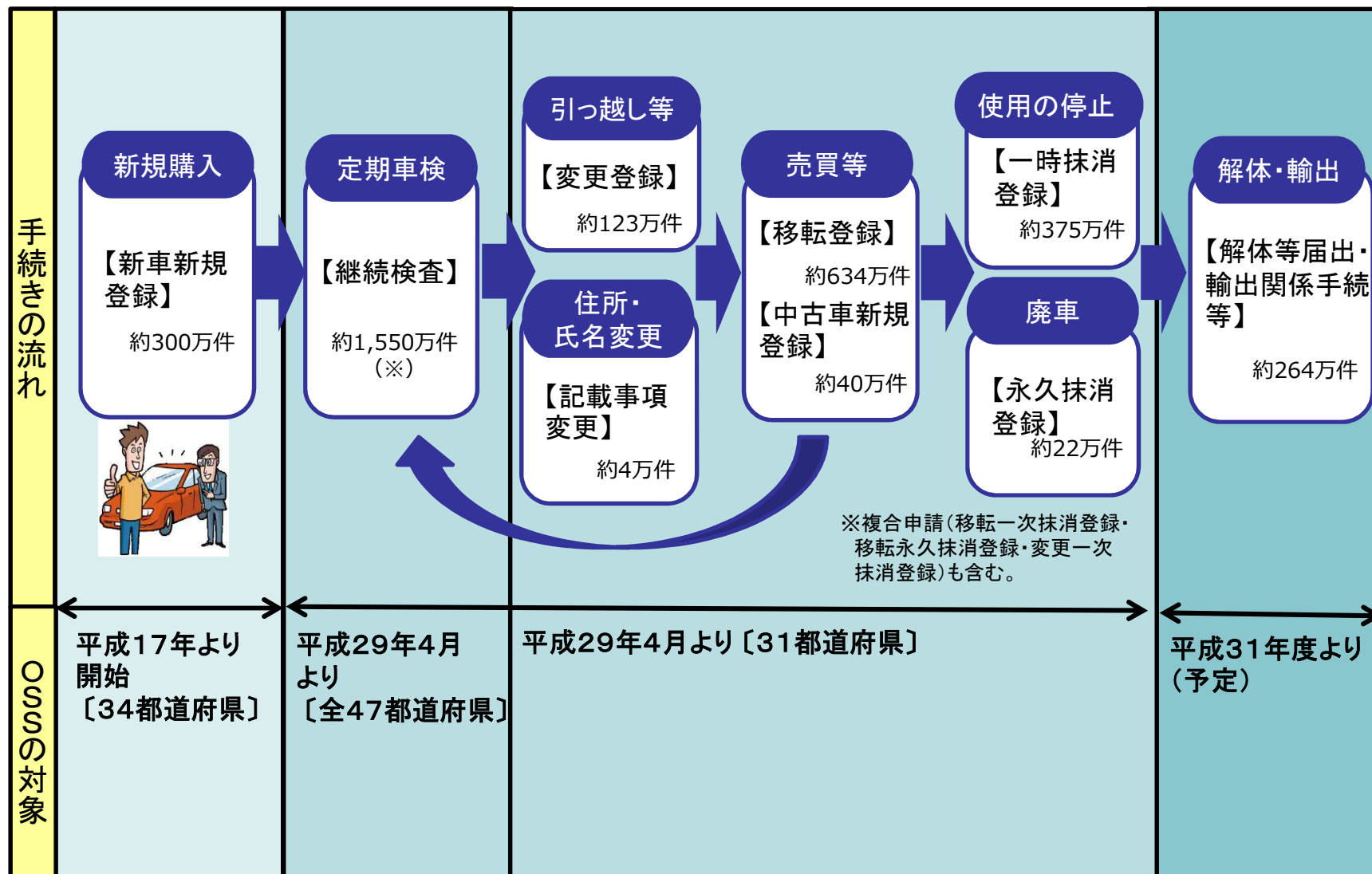
## ワンストップサービスを利用した手続き

ポイント①  
全ての申請・納付手続きがオンライン  
で一括して行うことが可能

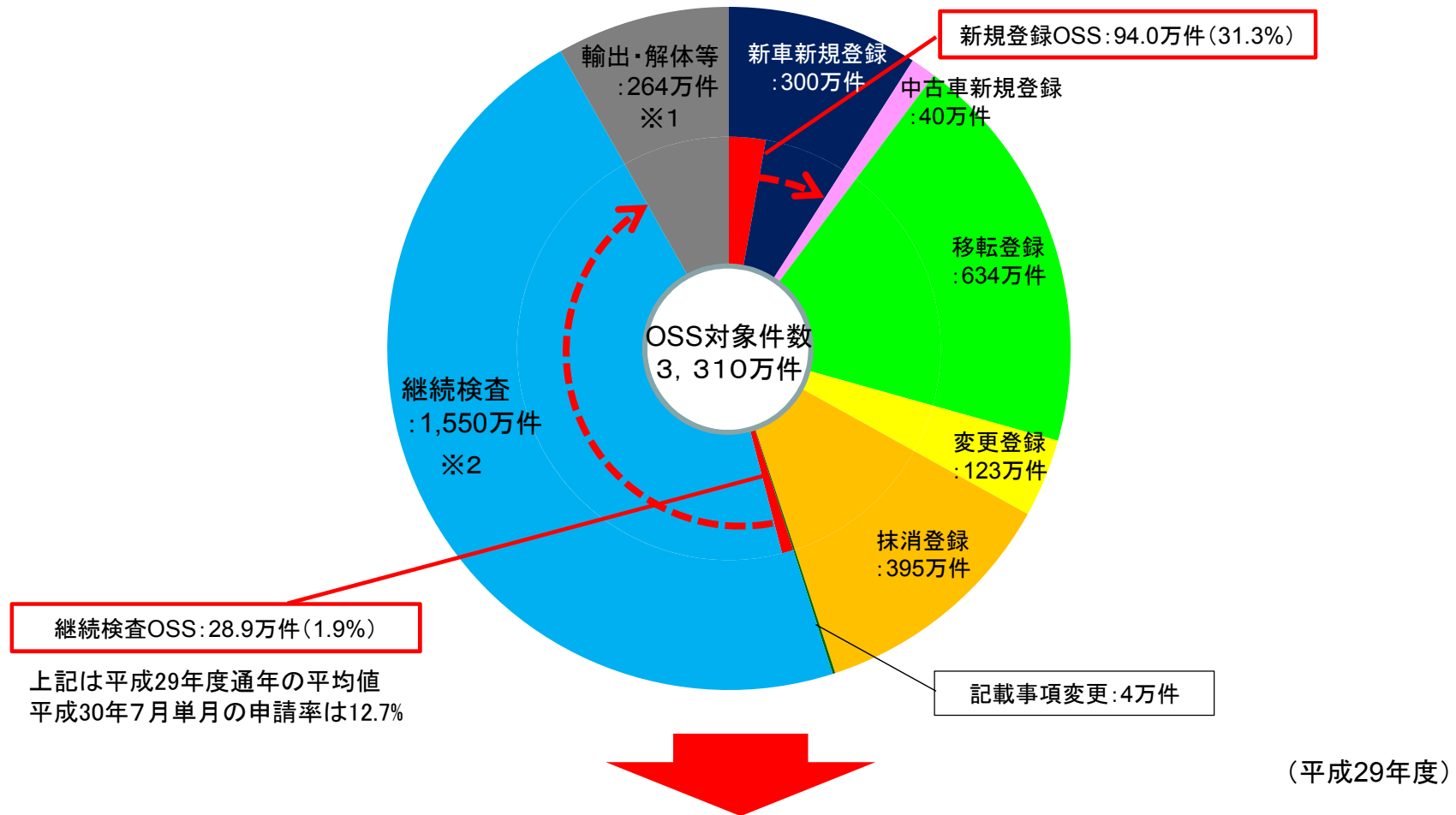


ポイント②  
いつでも、どこからでも、  
24時間365日手続可能





※ 継続検査の件数: 登録自動車に係る継続検査のうち指定整備工場経由のもの



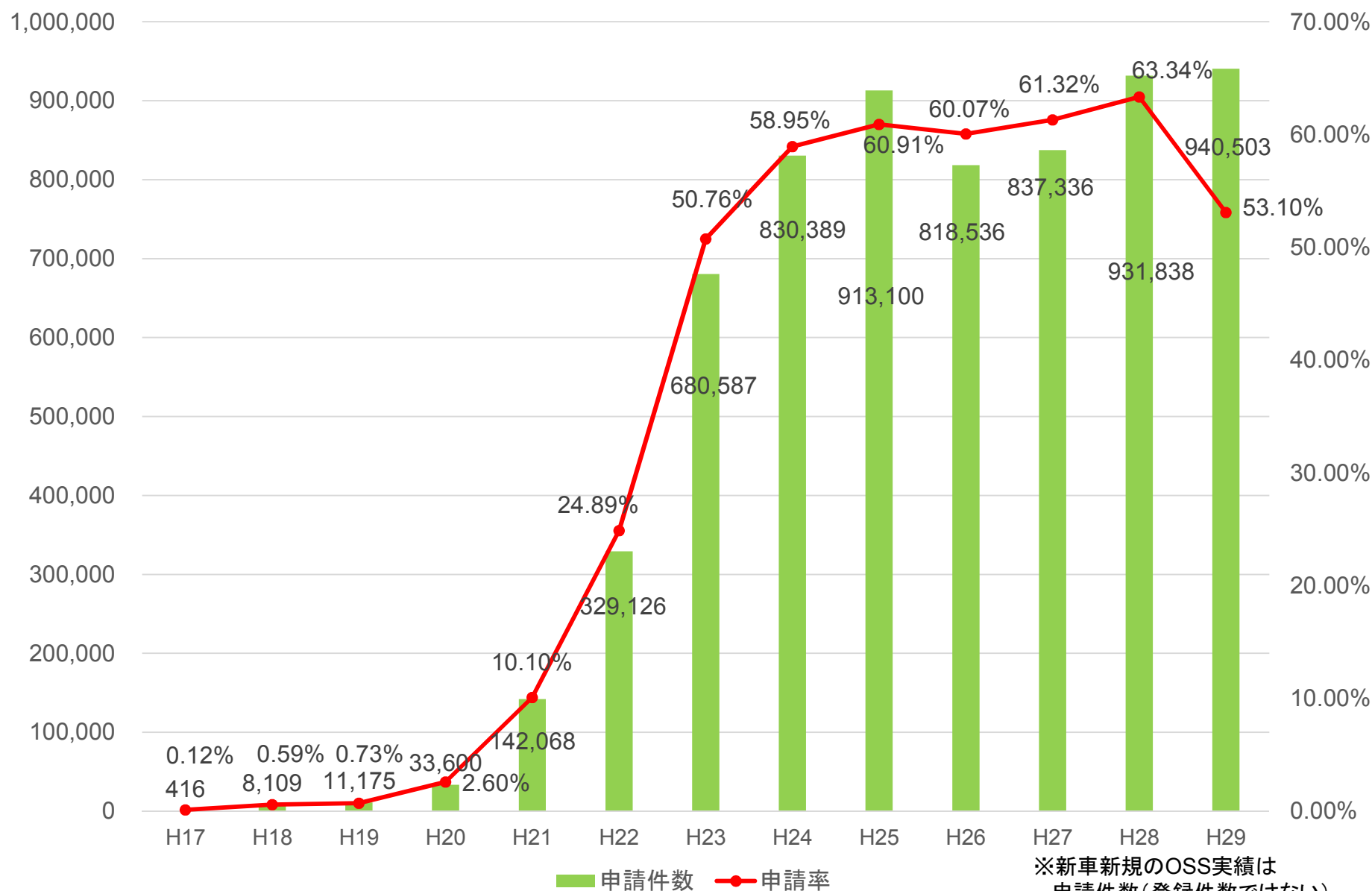
OSSの推進は政府のIT戦略においても重要な柱となっており、OSSの利用率の向上は不可欠。

※1 輸出・解体等へのOSS対象手続拡大は平成31年度を予定  
 ※2 継続検査の件数:登録自動車に係る継続検査のうち指定整備工場経由のもの

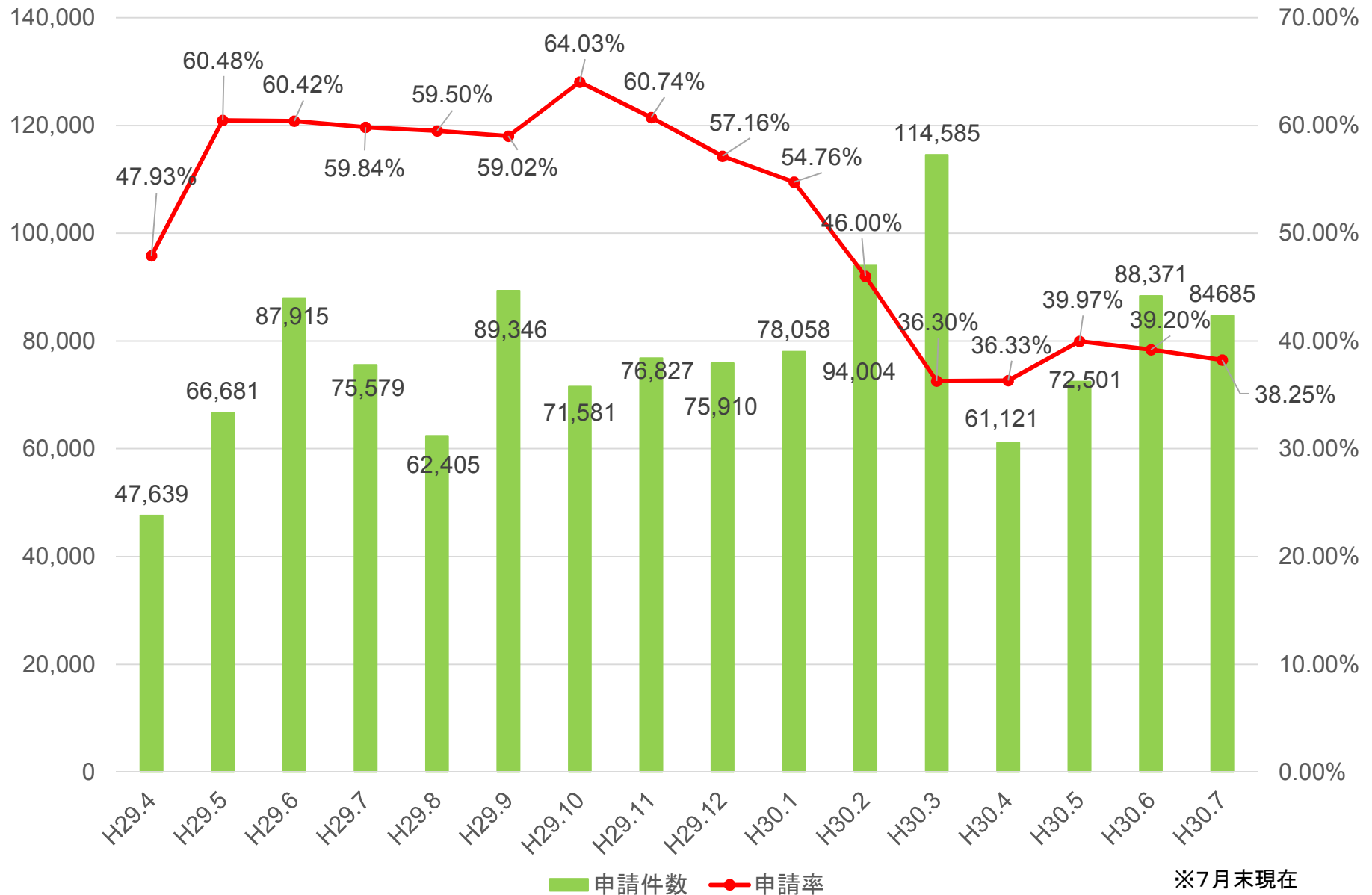
# OSS対象地域の拡大

導入時期 \ 対象 手続	新車購入 (新車新規登録)	定期車検 (継続検査)	その他手続 (移転、変更、抹消等)
拡大前 (29年3月まで) 導入済み	岩手、茨城、群馬、埼玉、東京、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫、奈良 (11都府県)	-	-
29年度	北海道、秋田、福島、千葉、新潟、岐阜、和歌山、広島、島根、山口、佐賀、宮城、栃木、岡山、福岡、大分、鹿児島、沖縄 (18道県)	47 都道府県 ↓	北海道、岩手、秋田、宮城、福島、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、岐阜、静岡、愛知、大阪、兵庫、奈良、和歌山、広島、山口、福岡、大分、佐賀、鹿児島、沖縄 (25都道府県)
30年度 稼働済	福井、滋賀、青森、宮崎、熊本 (5県)		福井、滋賀、青森、宮崎、茨城、熊本 (6県)
30年度中 (予定)	富山、鳥取、愛媛、長崎 (4県)		群馬、富山、鳥取、島根、岡山、愛媛、長崎 (7県)
31年度以降 (予定)	山形、山梨、石川、三重、香川 (5県)		山形、山梨、石川、三重、香川 (5県)
未定	長野、京都、高知、徳島 (4県)	↓	長野、京都、高知、徳島 (4県)

# 新車新規OSS申請率(年度別・導入地域)

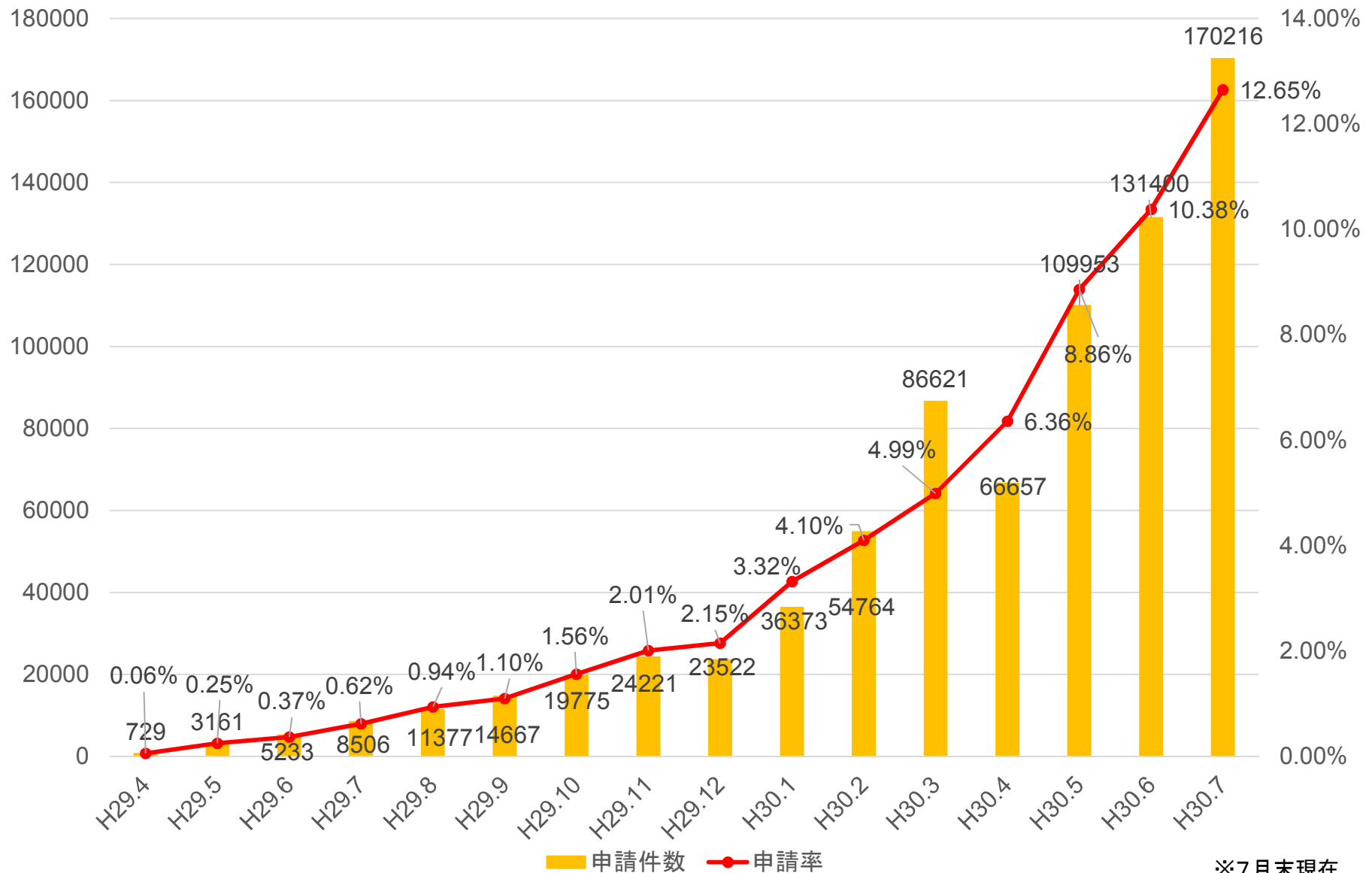


# 新車新規登録OSS申請状況(月別・導入地域)



※7月末現在

# 繼續檢查OSS申請狀況(月別・全国)



※7月末現在

# 自動車検査登録手数料改定の概要 (H30.4.1実施)

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）が平成17年度から新車新規登録において開始し、平成29年度より継続検査等に対象手続が拡大



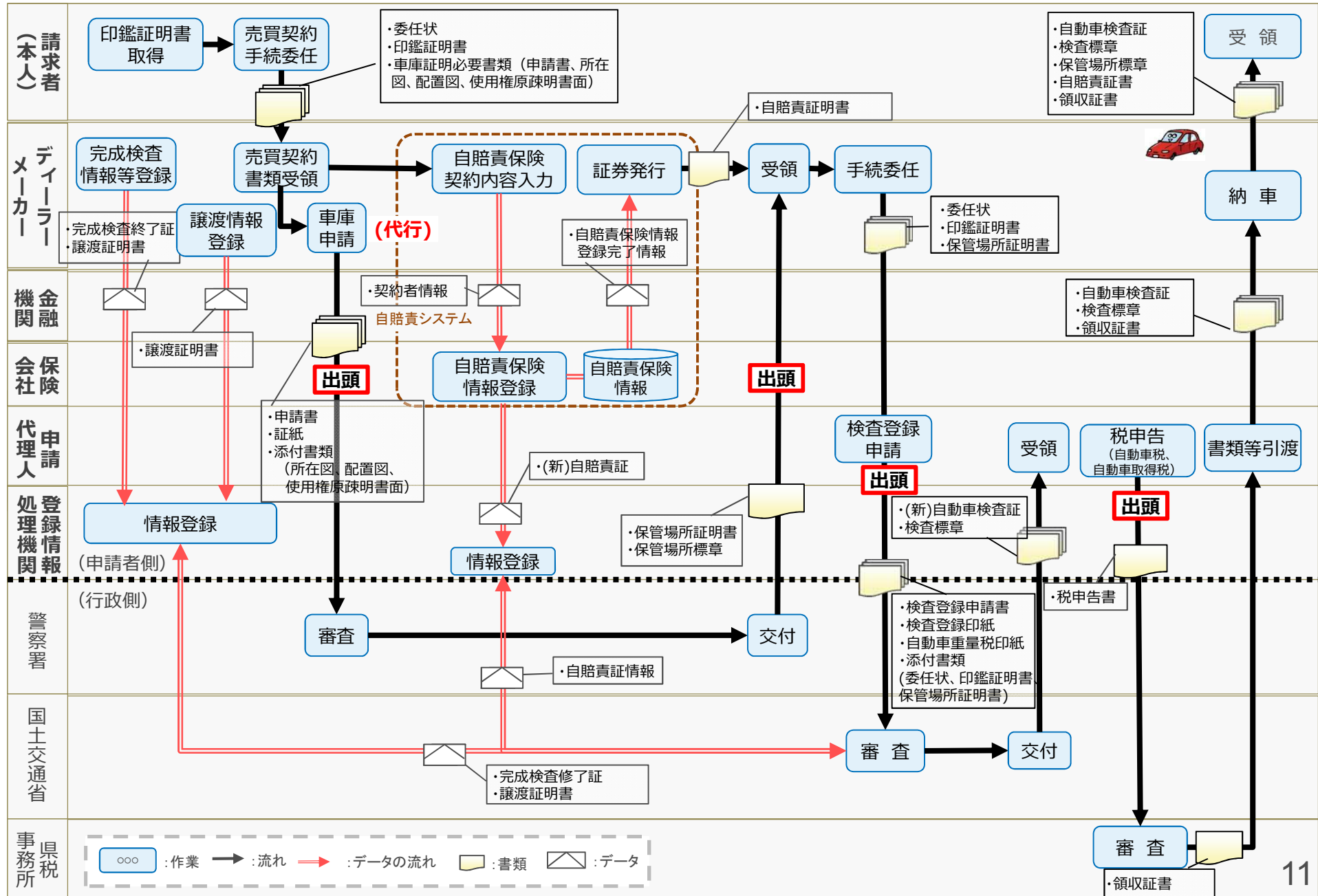
実際に利用件数の多いOSS対象手続について手数料を見直し平成30年1月閣議決定。同年4月1日より施行

改定の内容		登録		検査		合計	
		現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
新車新規検査登録	型式指定	700円	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,100円
	持込	700円	500円	400円	1,000円	1,100円	1,500円
継続検査	指定整備	-	-	-	1,200円	-	1,200円
		H30年度限定	-	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
		-	-	-	1,000円	-	1,000円
	限定保適証	-	-	1,100円	-	1,100円	変更なし
持込	-	-	400円	-	400円	変更なし	

(※) OSS非対応の事業者によるOSS対応のための期間を確保する観点から、1年の経過措置として書面による申請のうち保安基準適合証を電子化したものの料金を据え置き

# 新車新規登録（型式指定車）申請に係る事務

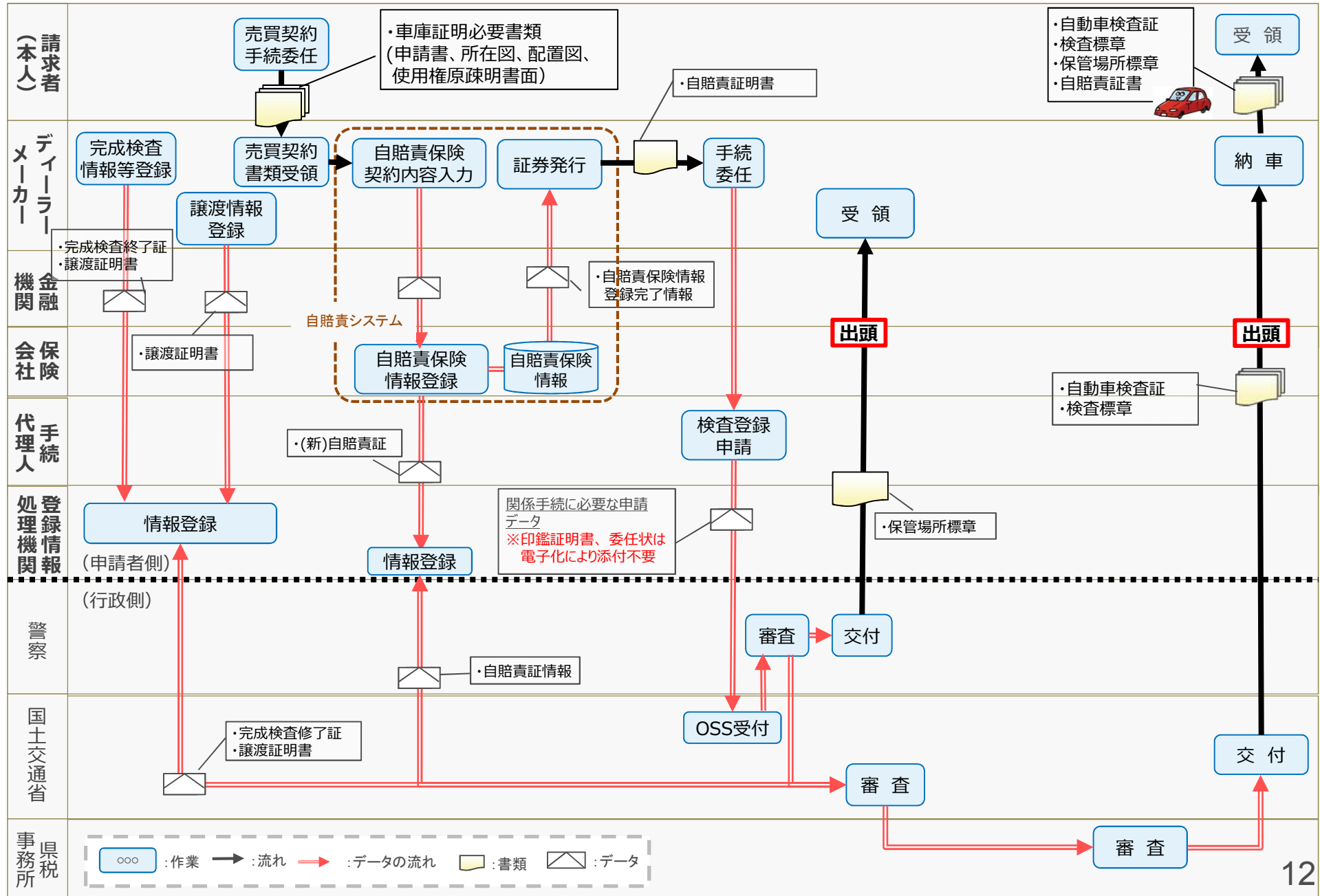
窓口





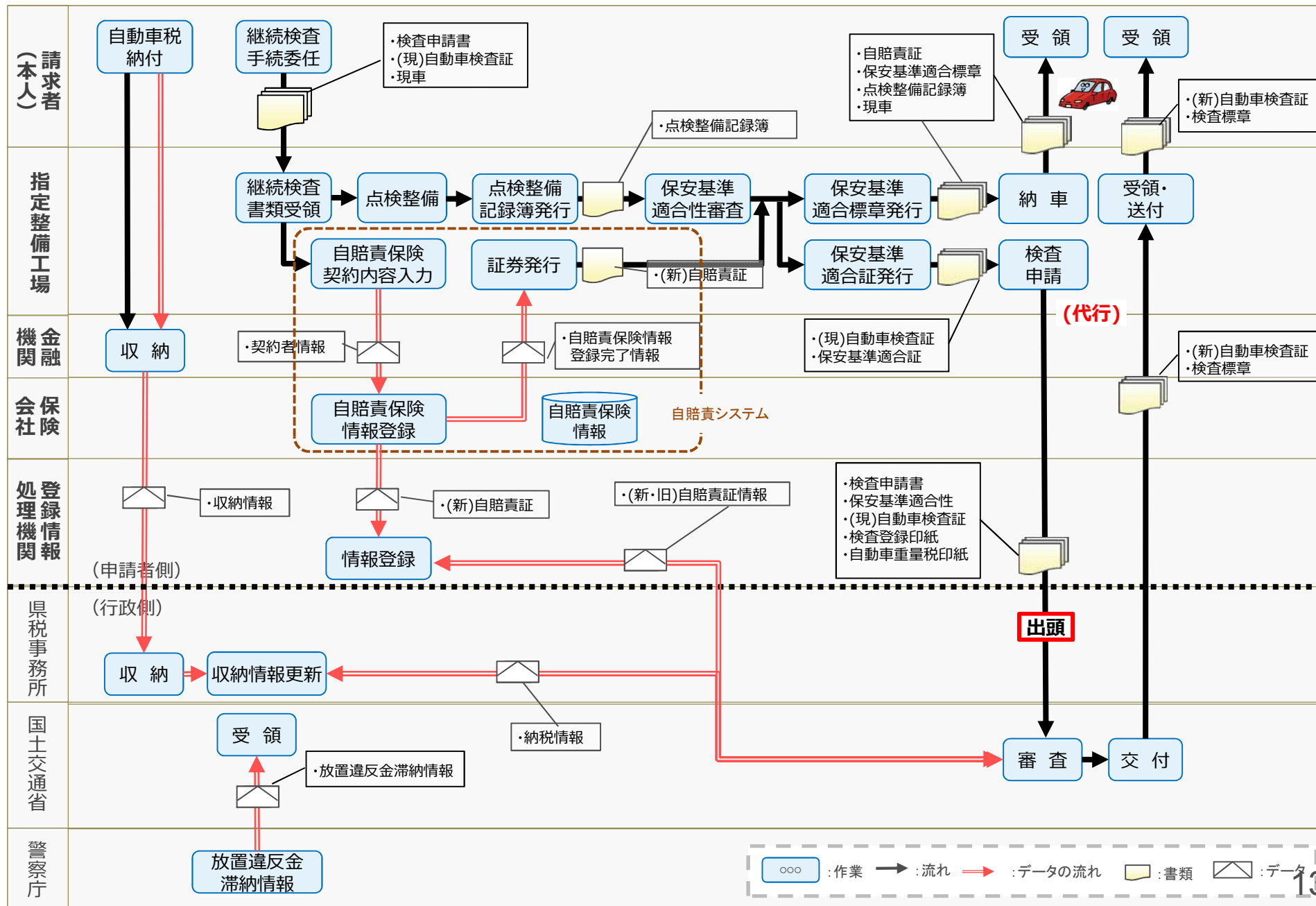
# 新車新規登録（型式指定車）申請に係る事務

OSS



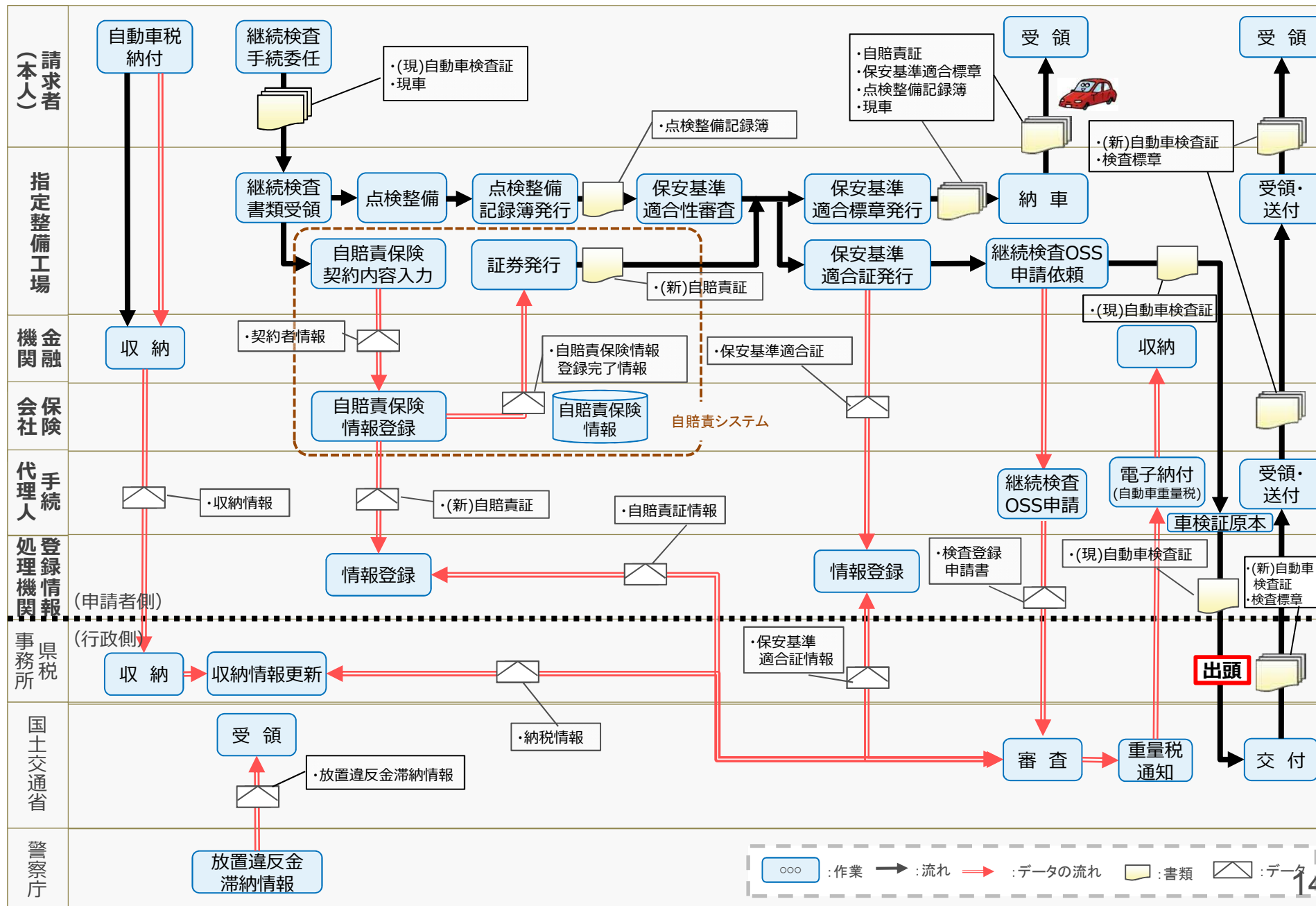
# 継続検査（現車提示不要）申請に係る事務

窓口

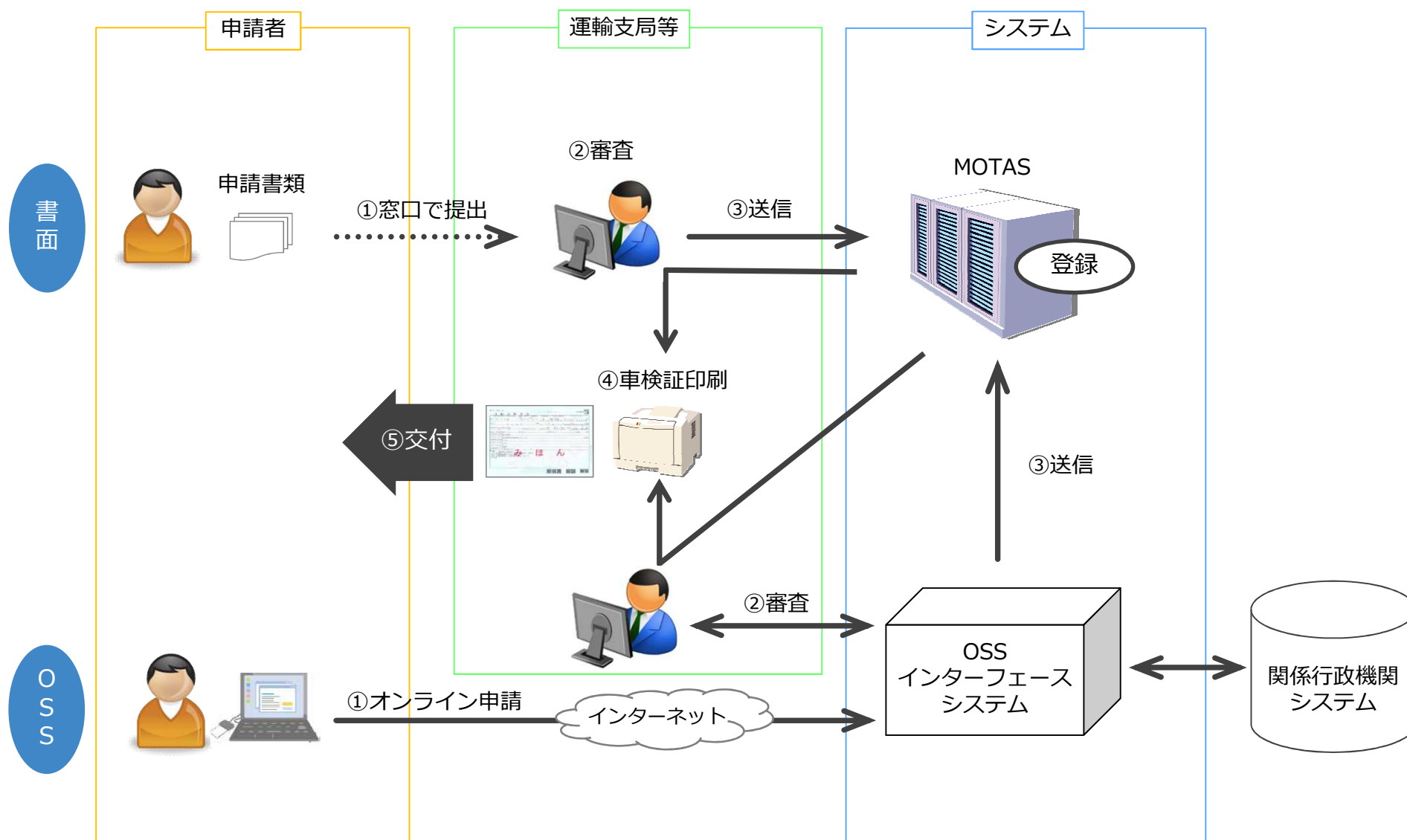


# 継続検査（現車提示不要）申請に係る事務

OSS



# MOTAS・OSSのシステム概要



## 継続検査

平成31年1月から全国でOSSを開始

## 新車新規検査

平成31年9月から新車新規検査スタート

全手続が電子化されない中であっても利用を希望する地域についてサービス開始  
(導入地域は平成30年9月目途に最終判断)

# 未来投資戦略2018概要

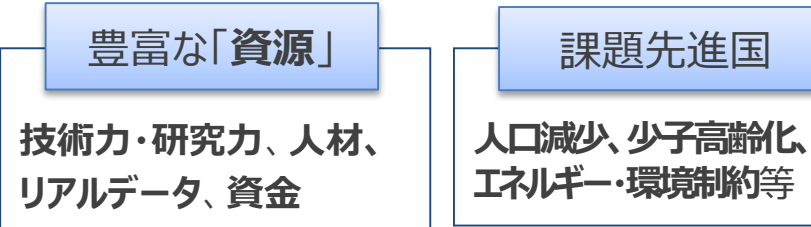
－ 「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革 －

## 基本的な考え方

### 「デジタル革命」が世界の潮流

- ◇データ・人材の争奪戦
- ◇「データ覇権主義」の懸念  
(一部の企業や国家がデータを独占)

### 日本の強みは



- ◇「Society 5.0」で実現できる新たな国民生活や経済社会の姿を具体的に提示
- ◇従来型の制度・慣行や社会構造の改革を一気に進める仕組み

## 第4次産業革命技術がもたらす変化／新たな展開：Society 5.0

### 「生活」「産業」が変わる

- ①**自動化**
  - ◇移動・物流革命による人手不足・移動弱者の解消  
(自動運転、自動翻訳など)
- ②**遠隔・リアルタイム化**
  - ◇地理的・時間的制約の克服による新サービス創出  
(交通が不便でも最適な医療・教育を享受可能)

### 経済活動の「糧」が変わる

- ◇20世紀までの基盤「エネルギー」「ファイナンス」  
→ブロックチェーンなどの技術革新で弱み克服
- ◇デジタル新時代の基盤良質な「リアルデータ」  
→日本の最大の強みを活かすチャンス

### 「行政」「インフラ」が変わる

- ◇**アナログ行政から決別**
  - －行政サービスをデジタルで完結
  - －行政保有データのオープン化
- ◇**インフラ管理コスト**  
(設置・メンテナンス)の劇的改善  
質の抜本的向上

### 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

- ◇**地域の利便性向上 活力向上**  
(自動走行、オンライン医療、IoT見守り)
- ◇**町工場も世界とつながる**
- ◇稼げる農林水産業 **若者就農**
- ◇中小企業ならではの多様な顧客ニーズへの対応

### 「人材」が変わる

- ◇単純作業や3K現場でAI・ロボットが肩代わり
- ◇キャリアアップした仕事のチャンス
- ◇ライフスタイル/ライフステージに応じた働き方の選択

## 今後の成長戦略推進の枠組

### 「産官協議会」

- －重点分野について設置
- －官民の叡智を結集

### 「目指すべき経済社会の絵姿」共有

- －実現に必要な施策等を来夏までに取りまとめ

### 変革を牽引する「フラッグシップ・プロジェクト(FP)」の選定・推進

- ①「FP2020」：アーリーハーベスト
- ②「FP2025」：本格的な社会変革

官民で資源(人材・資金面)を重点配分17

〔平成30年6月15日  
閣議決定〕

## 第2 具体的施策

I. Society5.0の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」

### 〔3〕「行政」「インフラ」が変わる

#### 1. デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命）

##### i) 旗艦プロジェクトの推進

###### ①個人向けワンストップサービスの実現

- ・個別手順のみに着目した従来の「縦割り」型のオンライン化から脱却し、徹底した利用者視点に立ち、多くの国民の生活に大きな影響のある個人向け行政手続等のワンストップ化を強力に推進する。
- ・具体的には、同じ内容について複数の異なる窓口での手続を強いられている「引越し」や「死亡・相続」については、それぞれ来年度から、「介護」については本年度から、順次サービスを開始する。
- ・自動車保有関係手続に関するワンストップ化を充実・拡充するため、自動車検査証の電子化の推進、引越しワンストップサービス等との連携、軽自動車保有関係手続のワンストップ化に取り組む。

# 資料3

## 自動車検査証電子化の目的・効果

---



# 自動車検査証の電子化について

## 目的

- ・ OSS申請を行ってもなお残る**出頭の必要性の解消**  
→ 申請者にとっては、物理的移動の不要化による**申請者負担の大幅な軽減**

## ディーラー・整備事業者等



手続きの電子申請・納付等

支局等への来訪が不要に

更新情報送信



書面車検証の廃止

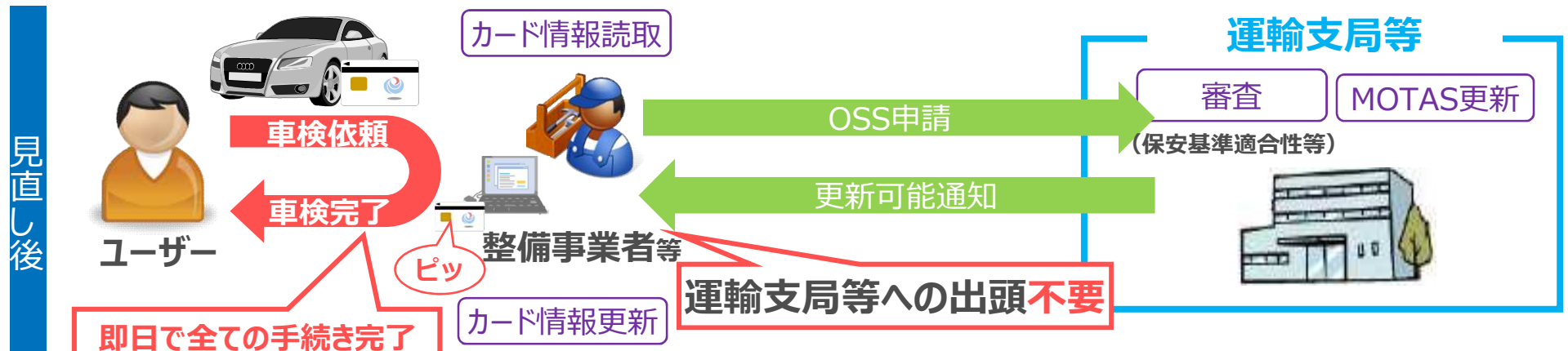
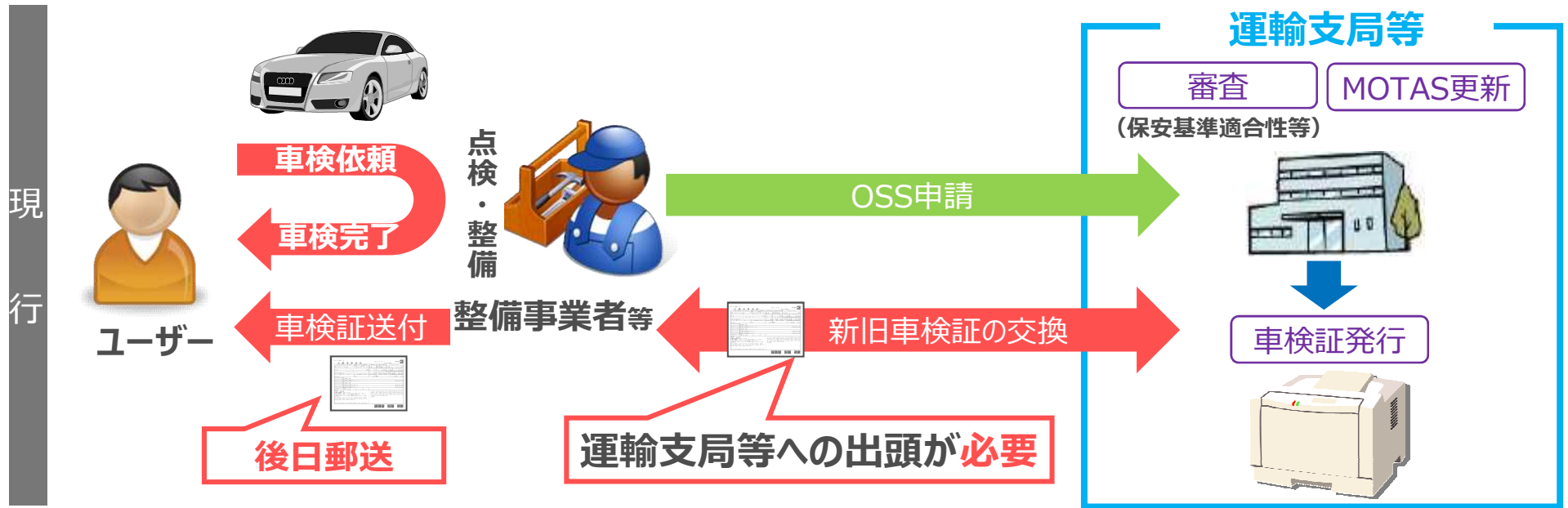
## 運輸支局・事務所



働き方改革に貢献

今後、さらなる展開を検討

# 自動車検査証の電子化後のフロー(イメージ) ～継続検査OSSの場合～ 国土交通省

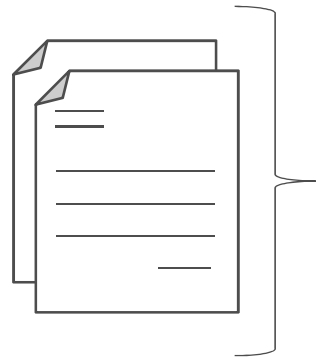


【凡例】 ■ オンライン手続 ■ 窓口手続

# 電子化した自動車検査証を契機とした更なる展開 (イメージ)

## 検査情報の利活用

点検・整備・情報



データの電子化



- ・個々の自動車のトレーサビリティ
- ・車種毎の故障傾向等

## 不正車両の走行防止

- 無保険車両
- 車検切れ車両

警察



警報音



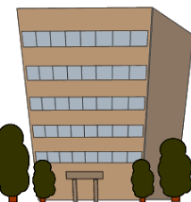
不法車両情報の把握

## 情報提供等の充実

国土交通省

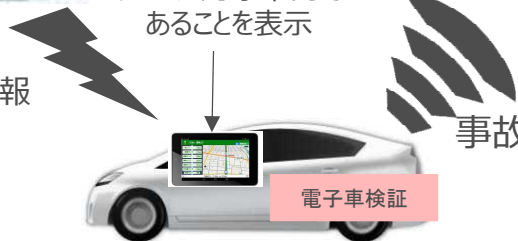


消防署等



リコール対象車両であることを表示

リコール情報



事故時の初動迅速化

電子車検証

## 自動運転実現への貢献

- 速度・位置情報の活用



センサーの補完



電子車検証

電子車検証

# 資料4

## 自動車検査証の利用状況

---

# 車検証の利用状況(調査中)

	利用シーン		利用状況
本人	使用車両の確認		車検の有効期間等の確認等のための利用、保有している運転免許での運転の可否
民間	保険	自賠償保険契約	契約時に車検証情報(車台番号、ナンバー、種別、使用の本拠の位置等)を利用
		任意保険契約	新規契約の際に車検証情報を利用
	自己所有の車両管理		・運送事業者、リース会社等が自社の保有車両の管理のため車検証情報を活用 ・信販会社等が自己名義の車両の管理のため車検証情報を活用
	点検整備、車検		整備事業者等が、点検整備時、車検時に車検証情報を活用。
	流通	買取り査定	買取り査定時に車両の基礎情報として車検証を参照
	自動車の運搬	海上輸送	自動車の輸送の際に車検証を用いて諸元を確認し、積込計画に利用
	自動車の解体		自動車リサイクル法に基づく自動車の解体時における報告記録の際に車検証情報を利用
	ETC		ETCのセットアップの際に車検証情報を利用
	フェリー		フェリー利用料金の適用区分確定のため、車検証を用いて諸元を確認
	駐車場		駐車場の契約時に長さ、幅、高さや「車いす自動車」等の車検証情報を利用
行政等	検査		自動車技術総合機構における検査の際に車検証情報を利用
	ナンバープレートの交付・封印		・ナンバープレートの交付業務において誤交付防止のため、車検証を確認 ・封印取付け時に車検証を用いて現車確認
	許認可(運送事業・道路通行許可等)		運送事業等の許認可(バス、タクシー、トラック等)や道路通行許可の際の添付書類として写しの提出が必要
	徴税(自動車重量税、自動車税、自動車取得税、軽自動車税)		・自動車重量税の徴税事務において原本を確認 ・新車登録時に自動車税、自動車取得税の徴税事務において原本を確認 ・軽自動車の新規検査時に軽自動車税、自動車取得税の徴税事務において原本を確認
	警察活動(交通取締り・交通事故処理・各種許可等)		交通取締り、交通事故処理、各種許可等に当たり必要な情報を確認するため、車検証を確認又は車検証の写しを受領
	公共工事		公共工事の入札時におけるダンプの保有台数の確認のため、車検証を確認

# 資料5

## 検討事項(案)

---

# 本検討会において検討いただきたい事項(案)

フェーズ1 (手続の簡素化)	Step 1 基本コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> <li>論点1 自動車検査証の電子化に伴う手続フロー</li> <li>論点2 自動車検査証の電子化の方式 (ICカード…)</li> <li>論点3 自動車検査証の閲覧・書換の実施主体</li> <li>論点4 国・民間事業者等における運用体制の確保</li> <li>論点5 導入時期</li> <li>論点6 導入コスト</li> </ul>
	Step 2 技術的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>論点7 セキュリティー対策</li> <li>論点8 電子化の方式を踏まえた性能要件・システム要件等</li> </ul>
フェーズ2 (更なる展開)		<ul style="list-style-type: none"> <li>論点9 電子化する情報の範囲</li> <li>論点10 将来的な活用のあり方</li> </ul>

## フェーズ1

## Step 1 基本コンセプト

### 論点1 自動車検査証の電子化に伴う手続フロー

- ・自動車検査証の電子化による、申請手続きの完全電子化を実現するための手続フローを検討する。

### 論点2 自動車検査証の電子化の方式（ICカード・・・）

- ・自動車検査証の電子化に際しては、ICカード方式や車体埋込式、オンライン方式その他の方法が考えられる。他の論点の整理を踏まえ、どのような方式が適当か、検討する。

### 論点3 自動車検査証の閲覧・書換の実施主体

- ・閲覧・書換を実施する主体としては以下の者が想定される中、主体ごとに取り扱える情報の範囲は設定する必要があるか。

○所有者・使用者本人

○行政機関（警察、徴税機関、地方公共団体等）

○整備事業者、ディーラー、行政書士、自動車メーカー

○損害保険会社、フェリー会社・・・

自動車検査証の情報のうち、具体的にどのような情報を活用しているかを踏まえ、検討する。



## 論点4 国・民間事業者等における運用体制の確保

### (1) 国における運用体制

- 民間事業者とのネットワーク接続を前提としたMOTASの情報管理体制
- 審査業務の実施体制
- その他業務運用体制

### (2) 民間事業者等における運用体制

- 申請を代理する場合における実施体制
- 電子化情報の書換えを実施する場合における実施体制(取扱責任者の設置等)

自動車ユーザーの情報が適切に管理されつつ、利便性の高い運用体制となるよう検討する。

## 論点5 導入時期

- ・自動車検査証の電子化に際しては、すべての車両について、同時期一斉に導入するのか、それとも、車種ごとに順次導入することとするのか。
- ・また、導入時期については、行政側のシステム改修、法令上必要となる手当のみならず、民間事業者側の準備期間についても考慮する必要。

円滑に自動車検査証の電子化に移行できるスケジュールとは何かを踏まえ、検討する。

## 論点6 導入コスト

- ・システム開発及び運用、ICカード等の製造、ネットワーク環境整備、専用機器の導入、システム構成等、自動車検査証の電子化に対応するために、関係者に一定の導入コストがかかることが想定される。導入コストを踏まえつつ、最適な制度となるよう検討する。

## フェーズ1

## Step 2 技術的要件

### 論点7 セキュリティー対策

- ・不正アクセス及び情報漏洩対策、紛失時の対応、なりすまし対策、偽造・スキミング対策等、自動車ユーザーの情報を保護するためのセキュリティー対策として何が必要か、検討する。

### 論点8 電子化の方式を踏まえた性能要件・システム要件等

- ・自動車検査証の電子化の方式及びこれに伴う業務フローの見直しを踏まえ、具体的な自動車検査証の性能要件、MOTASやOSS等の関連システムの設計要件、ネットワーク環境整備等について、詳細に技術的要件を検討する。

## フェーズ2

### 論点9 電子化する情報の範囲

- ・自動車検査証の電子化に際しては、現行の車検証記載事項の他、自動車の関連情報についても、その対象に含めてはどうか。

○リコール改修にまつわる情報

○自動車損害賠償責任保険(共済)の付保

○その他

海外調査結果の報告内容を踏まえつつ、検討する。

### 論点10 将来的な活用のあり方

- ・自動車検査証の電子化を契機としたさらなる可能性の追求に向けた拡張性について検討する。

# 資料6

## 当面の進め方(案)

---

# 当面の進め方(案)について

回数	時期	議題	
第2回	10月1日(月) 15:30~17:30	車検証利用者 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査証の利用者からのヒアリング</li> <li>・国内調査結果報告</li> <li>・第1回検討会の意見交換結果を踏まえた論点整理</li> </ul>
第3回	10月下旬頃	基本コンセプトに 関する議論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査証の電子化の基本コンセプトに関する議論</li> <li>・海外調査結果報告</li> <li>・第2回検討会のヒアリング結果を踏まえた論点整理</li> </ul>
第4回	11月上旬頃	基本コンセプト とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査証の電子化に係る基本コンセプト案について</li> <li>・第3回検討会の議論を踏まえた論点整理</li> </ul>
第5回 ~	1月~3月	技術的要件の 検討 とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車ユーザーのセキュリティ対策に関する議論</li> <li>・電子化の方式を踏まえた性能要件の整理</li> <li>・自動車検査証の関連システムの設計要件等の整理</li> </ul>

※将来的な活用のあり方については、平成31年4月以降検討予定